

平成二十七年二月二十四日受領
答 弁 第 七 七 号

内閣衆質一八九第七七号

平成二十七年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員小熊慎司君提出野生キノコの出荷制限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小熊慎司君提出野生キノコの出荷制限に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「品目別」は、野生きのこ類の種類別を指しているものと考えられるが、野生きのこ類は、一般に、形態が多様で種類も多く、その判別が難しいことから、種類別に出荷制限を指示することは困難であると考えている。

二について

御指摘の「発生実態に即した現実的な検査方法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国が行うきのこ類及び山菜に係る出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除の条件については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成二十三年四月四日原子力災害対策本部策定）において、「原則として一市町村当たり三か所以上、直近一か月以内の検査結果がすべて基準値以下である」と、「野生のものは管理の困難性を考慮して検体数を増加する」こと及び「検査結果が安定して基準値を下回ることが確認できるよう検査する」ことが示されている。政府としては、これに基づき、関係地方公共団体において、現場の実態等を考慮し、御指摘の「町村ごとに三年間定点観測を行ったうえ、六十検

体の検査が必要」としていることは、検査方法として適切であると考えている。